

新型コロナウイルス感染症

保護者様

志摩市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による出席停止と届出書の提出について

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、本人の健康回復と他への感染防止のため出席停止(欠席扱いとしない)となります。出席停止期間については、下記の表を参考のうえ、必ず医師の指示に従ってください。

なお、登校を再開する際は、下記の届出書に保護者が記入して学校へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間及び登校可能日について

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
無症状 検体採取日									
			症状が軽快しても まだ登校できません				登校可能		
有症状・ 発症日							登校可能		
	発熱等症状						登校可能		
							登校可能		
							登校可能		
							登校可能		
							登校可能		
							登校可能		

きりとり

新型コロナウイルス感染症

学校感染症届出書

学校長様

年 組 名前

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】

令和 年 月 日

保護者名